



2022年5月26日

各 位

上 場 会 社 名 ジーエフシー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 西村 公一
(コード番号：7559 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役 経営企画部部长
兼財務経理部管掌 丹羽 淳
(TEL 058-387-8181)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月23日開催予定の第50回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条但し書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2)常勤の監査等委員に関する事項について、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日・・・2022年6月23日(予定)

定款変更の効力発生日・・・・・・・・・・2022年6月23日(予定)

以 上

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第32条 常勤の監査等委員は、監査等委員会の決議により選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第32条 <u>常勤の監査等委員を置くことができる。</u>常勤の監査等委員は、監査等委員会の決議により選定する。</p>
<p>(附則)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>1</u> (条文省略)</p> <p><u>2</u> (条文省略)</p>	<p>(附則)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> (現行どおり)</p> <p><u>2</u> (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u> 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条但し書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定に関わらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条は、なお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本条の規定は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>